

裁 決 書

審査請求人

処分庁

市福祉事務所長

令和3年 月 日付で から提起された審査請求(令和3年度(審
第 号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分については取消し、
その余の請求は却下する。

2 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

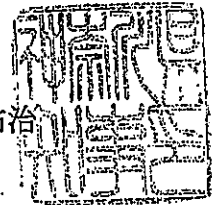
審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和4年12月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌
日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることが
できます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内

であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和4年12月2日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 子浦田 幸



神奈川県審理員 小 林 文 子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 ■■■■■ が令和3年 ■■■ 月 ■■■ 日付けで提起した処分庁 ■■■■■ 市福祉事務所長による生活保護廃止決定処分についての審査請求（令和3年度（審）第 ■■■ 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■ を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■■■■■ 市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 ■■■■■ 所在の ■■■■■ 市立病院を「A病院」という。
- 4 ■■■■■ 所在の ■■■■■ 病院を「B病院」という。
- 5 ■■■■■ を「住所C」という。
- 6 ■■■■■ 所在の ■■■■■ 駅を「D駅」という。



別紙1

1 結論

本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分については、本件処分は取り消されるべきであり、その余の請求は却下されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、処分庁が、令和3年7月8日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第62条第3項に基づく保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)について、請求人が、その取消し等を求めて審査請求を行った事案である。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、[]市に居住し、処分庁により、本件処分により保護が廃止されるまで、法に基づき単身世帯として保護を実施されていた者であり、その他次の事実が認められる。

(ア) []
[]

(イ) 請求人について、国民年金証書又は身体障害者手帳等に基づく障害認定の事実はない。

(ウ) 請求人は、令和3年3月以降保護廃止に至るまで、同年4月中に1日のみ、A病院において複数診療科で診療を受けた。

なお、各傷病の診療開始日は、次のとおりである。

- ・ [] (主たる疾患 平成31年[]月[]日)
- ・ [] (平成31年[]月[]日)
- ・ [] (令和元年[]月[]日)
- ・ [] (令和元年[]月[]日)
- ・ [] (令和元年[]月[]日)
- ・ [] (令和2年[]月[]日)

(エ) 請求人の自宅である住所CからA病院は、1.4 km(徒歩18分)、B病院までは1.9 km(徒歩23分)の距離にあり、電車・バス等の公共交通機関を利用した合理的な経路は想定されない。

また、住所Cから最寄り駅(D駅)は、2.1km(徒歩25分)の距離にあり、バス利用が可能である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号の規定により、保護の実施機関である 市長から、法第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示等、並びに法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止及び廃止等に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成23年 月 日を実施年月日として、処分庁は、請求人について、単身世帯として法に基づく保護を開始した。

エ 平成23年5月20日、処分庁は、請求人に対し、生活保護制度全般の説明をするとともに、特に、通院治療を受けること、上記ウの保護開始時に保有していた自動車(車台番号: 登録ナンバー: 以下「X自動車」という。)及びオートバイ(車台番号: 登録ナンバー: 以下「Yバイク」という。)については、保有を認めることはできず早急な処分を要すること、これらを処分により換価できた場合には申告書を提出すること等を指導した。

オ 上記エの指導に係るその後の経過は、次のとおりである。

(ア) 平成23年6月24日、処分庁は、請求人の自宅を訪問し、上記エの指導の履行状況等を確認したところ、請求人から、体調不良のため通院できていないこと、複数の業者に売却交渉をしているが、買い手として現れるのが外国人ばかりである上、廃車手続きを一任してほしい等と言われるため困惑しているとの状況を聴取したため、改めて早急な対応をするよう指導した。

(イ) 平成23年11月29日、処分庁は、請求人の自宅を訪問し、上記(ア)の指導の履行状況等を確認したところ、請求人から、X自動車の処分費用に30,000円必要となる状況であることを聴取したため、無料で処分してくれるところがないか探してみるよう助言し、Yバイクについても、A病院への通院は徒歩や自転車であることから、早めに処分するよう指導をした。

(ウ) 平成24年3月30日、処分庁は、請求人の自宅を訪問し、上記(イ)の指導の履行状況等を確認したところ、通院はしておらず、X自動車については、無料で引き取ってもらえる業者があるため今度来てもらおうと考えていること、Yバイクについても、平成23年末に業者から見積りを徴取しており、見積り内容が変わっていなければ処分するとの回答を聴取したため、早急に処分するよう指示した。

(エ) 平成24年5月9日、処分庁は、請求人の自宅を訪問し、上記(ウ)の指導の履行状況等を確認したところ、通院はしておらず、X自動車については、リサイクル料等込みで40,000円必要になるが、何とか費用を捻出できたので2週間以内に処分すること、Yバイクについては、6,000円くらいなら買い手がありそうとの回答を聴取した。このため、処分庁は、Yバイクについても、保護開始時から売却を指導していて既に1年を経過したことから、期限を決めて

処分する必要がある旨を告げた上、同年6月8日までに処分するよう指導し、それができなければさらに重い指導となることを伝えた。

(オ) 平成24年7月11日、処分庁は、来庁した請求人から、同年5月24日付けのX自動車の売却に係る関係書類及びその売却代金(4,020円)に係る収入申告書を收受し、Yバイクについては交渉中である旨を聴取したため、早急に処分するよう指導した。

(カ) 平成24年9月28日、同年11月30日及び平成25年1月22日、処分庁は、請求人の自宅を訪問し、Yバイクの処分を指導した。

(キ) 平成25年4月9日、処分庁は、請求人から提出された、同年3月29日付けのYバイクに係る軽自動車届出済証返納済確認書を、廃車手続完了の確認書類として收受した。

(ク) 平成25年5月3日、処分庁は、請求人から提出された、作業内容として「車両引取り致します。」との記載がある同月2日付けのYバイクに係る「納品書請求書・領収書」、及びYバイクのナンバープレートの写しを收受した。

カ 平成24年7月 日から同月 日まで、次いで、同年8月 日から同年9月 日まで、請求人は、 のためB病院に入院した。

キ 平成25年7月9日、処分庁は、B病院から受電し、請求人の「シルバーカー」の件で、どのような意見書様式を処分庁からB病院宛てに送付したのかとの問い合わせを受けたため、そのような様式の送付はしておらず、請求人から何も相談を受けてもいない旨を回答した。

ク 平成25年10月15日、処分庁は、請求人の自宅を訪問し、「シルバーカー」2台が自宅横にあることを確認した上、請求人から、当該シルバーカーの用途について、買い物に使用していること、医師意見書があればシルバーカーごと電車に乗れるので、 と考えている旨の発言を聴取した。

なお、処分庁は、この際に、請求人に対して無駄遣いしないようにとの注意をしたのみであり、当該シルバーカー2台につき、型式・機種・色等の車両特定に関する情報、所有名義、取得時期、取得価格及びその資金、保険加入の有無その他維持管理費、処分価値についての確認・調査、並びに保有の可否等についての検討を処分庁が行った経過は証拠上見当たらず、保有の可否に係る結論も示されていない。

ケ 平成27年1月28日、処分庁は、請求人自宅を訪問し、「サイドカーへ改造途中の見たことがないバイク」(なお、本件審査請求における処分庁主張(以下単に「処分庁主張」という。)によれば「自動二輪車(B)」に該当するもの。)を確認し、請求人から、前所有者から無償で取得して修理中であり現在は動かないこと、修理代に20,000~80,000円くらいかかる可能性があることを聴取した。

この際に、処分庁は、請求人に対し、当該バイクについて、処分指導であり車検証等を持参するよう指示したが、処分指導である理由は明確に示されず、また、当該バイクの取得価格及び維持管理費に係る情報については上記のとおりであ

るものの、さらにその後、処分庁が、実際に請求人から車検証等の提出を受けて、当該バイクの所有名義の外、車台番号等車両特定に関する情報、取得時期、処分価値等を確認した経過は証拠上見当たらない。

コ 平成27年4月22日、処分庁は、請求人自宅を訪問し、請求人から、所持している「シニアカー」ごと電車に乗りたいが、障害者手帳を所持していないと乗れない等の話を聴取した。

また、処分庁は、この際に庭先で確認した「部品を集めながら組み立てているスクーター」（処分庁主張によれば「自動二輪車（B）」。）について、完成して動くようになった場合は処分指導する場合があります、運転自体が許可されていない旨請求人に対して説明したが、車台番号等車両特定に関する情報、所有名義、取得時期、取得価格及びその資金、用途、保険加入の有無その他維持管理費、処分価値等を確認した経過は見当たらない。

サ 平成27年12月15日、処分庁は、請求人自宅を訪問し、請求人から、1か月ほど前におそらく 今は落ち着いていることを聴取した。

この際、処分庁は、請求人に対し、預貯金額把握のため資産状況等申告書の提出を促し、請求人から、現在の預貯金額が約1,100,000円である旨を聴取したが、これを受けて、その後、処分庁が当該申告書及び預貯金の通帳の写しを収受した等の経過や処分庁による資産調査の有無は、証拠上見当たらない。

また、請求人は、当該預貯金の使用目的について中古品で30,000円程度の空気銃の購入を検討していると回答したため、処分庁は、中古で購入しても相応の売却益が見込めるような場合は売却指導となる場合もある等の説明をし、その他にも購入したい物があれば事前に相談するよう伝えた。

シ 平成28年7月1日、処分庁は、請求人自宅を訪問し、請求人から、請求人の弟所有の自動3輪車（処分庁主張によれば「電気ミニカー」。なお、下記ソ及びタ（イ）参照。）を預かっていること、以前から請求人自宅に置いてある「スクーター」（処分庁主張によれば「自動二輪車（B）」。）について、サイドカーに直そうと思っているとの話を聴取した。

この際、処分庁は、請求人に対し、当該自動3輪車について早急に請求人の弟に取りに来てもらうよう連絡すべきこと、当該スクーターについて運転・保有は認められないことは伝えたが、当該スクーターを保有否認とした検討経過は不明であり、その後、処分されたか否かの確認をした経過も、証拠上見当たらない。

ス 平成29年8月31日、処分庁は、請求人自宅を訪問し、「バイク（オート3輪のようなもの）に車いすのようなものを板で取り付けたサイドカーのようなもの」（処分庁主張によれば「自動二輪車（C）」。）を確認したため、危険でもあるので運転しないよう指導した。

なお、処分庁が、当該バイクについて、車台番号等車両特定に関する情報、所有名義、取得時期、取得価格及びその資金、用途、保険加入の有無その他維持管

理費、処分価値の確認・調査等を行った経過は証拠上見当たらず、保有の可否についての検討経過は不明であり、その結論も示されていない。

セ 平成29年9月から令和3年1月まで、請求人が保有する自動車等及び預貯金に係る事実確認並びに指導経過等は、証拠上見当たらない。

ソ 令和3年2月25日、処分庁は、請求人自宅を訪問し、「シニアカー」2台（処分庁主張によれば「電動カート（A）」及び「電動カート（B）」）、充電中の「ミニカー」（処分庁主張によれば「電気ミニカー」）。なお、下記タ（イ）と同じ登録ナンバーの車両（4輪車）であることから、上記シの「自動3輪車」とは齟齬が見られる。）1台を確認し、請求人から、当該シニアカーは以前オークションで買ったもので、1台は壊れて動かずもう1台は使用中であること、当該ミニカー（ ）は弟から預かっており、普段使用していることを聴取した。

タ 令和3年3月1日、処分庁は、地域包括支援センターの担当者から、請求人が、インターネットオークションで「シニアカー」（処分庁主張によれば「電動カート（C）」）を購入し、静岡県まで受け取りに行ったこと、また、令和2年10月頃に軽自動車を購入したことを聴取した。

同日、処分庁が、請求人に係る納税義務者情報及び車両の登録情報を確認したところ、次のとおりであった。

（ア）本件軽自動車（処分庁主張によれば「軽自動車」。）

車台番号	
標識番号	
車種	軽四乗用 自家用
車名	スズキ
排気量	650,0000 cc
登録事由	購入
登録年月日	
初度検査年月	
異動事由	検査情報での新規登録
処理年月日	

（イ）本件電気原動機付4輪車（処分庁主張によれば「電気ミニカー」。）

車台番号	
標識番号	
車種	ミニカー 電気
車名	トヨタ
排気量	0.5900 kw
登録事由	購入
登録年月日	

初度検査年月	(空欄)
異動事由	新規登録による
処理年月日	

(ウ) なお、上記(ア)及び(イ)の外に、既に廃車された車両として、1件の登録情報がある(標識番号:「」、車種:原付2種甲。その他の情報は不明)。

チ 令和3年3月3日、処分庁が、上記タの確認結果を踏まえて請求人に架電したところ、請求人は、本件軽自動車及び本件電気原動機付4輪車は弟のものを保管しているだけである旨述べたが、重ねて処分庁は、本件軽自動車及び本件電気原動機付4輪車を保管しているというのであれば、資産状況申告書及び通帳と併せて、それぞれの車検証、契約書及び保険関係書類を全て持参して来庁するよう指示をし、請求人は、同月中に来庁する旨回答した。

ツ 令和3年3月31日、処分庁は、請求人から、同日付けの次の(ア)～(オ)の内容等が記載された資産状況等申告書、当該申告内容に関係する資料及びその他の(カ)・(キ)の書類を収受し、次の(ク)の内容を聴取した。

(ア) 本件軽自動車

スズキエブリィワゴン(赤)

令和2年 月 D社(中古車販売店名) 35万円

任意保険なし

※ 車検証(使用者・所有者:請求人名義、種別:軽自動車、車体の形状:ステーションワゴン、初度検査年月:)

自賠責保険証明書(保険期間の終期: 、保険料 21,780円、令和2年 領収済印あり)

(イ) 本件電気原動機付4輪車

トヨタ車体 コムス(ミニカー)(4輪)(白と緑)

2年ぐらい前 オークションで40万円

※ 原動機付自転車・小型特殊自動車用の標識交付証明書(車種:ミニカー 電気、登録年月日: 、所有者:請求人名義)

自賠責保険証明書(契約者は請求人名義ではなく、保険期間の終期:)
また、記載の車台番号は上記タ(イ)と同じだが、標識番号は異なる。)

(ウ) スズキET3C(シニアカー)(3輪)

壊れている 8年ぐらい前 オークションで1万円

※ 概算見積書(令和3年1月12日付け。車名:セニアカー、車台番号: 、登録日: 、走行距離0km、初度登録 、修理代金合計84,150円等の記載あり)

(エ) スズキET4D(4輪)

2週間ぐらい前から借りている

4月末日に返す。使ってみて良かったら6万円で購入の約束

2月28日に取りに行った。静岡県E市（インターネットオークション）

スズキエブリィで取りに行った

※ 電動車いす（スズキET4D）のパフレット（メーカー希望小売価格：368,000円）

電動車いすの用保険（スズキの電動車いす所有者・使用者向け任意加入保険）のパフレット（本体補償、傷害保険、賠償責任補償の合計保険料（1年間）：10,000円）

(オ) 銀行（種別：通常貯金、口座番号省略） 1,390,547円

※ なお、下記ト（ア）参照。

(カ) 次の車両に係る平成30年4月13日付け買取証明書

メーカー：スズキ

車名：アドレスV100

車台番号：

車両番号：（記載なし）

買取価格：0円

（審理員注：上記車種は、排気量99ccの第2種原動機付自転車である。）

(キ) 次の内容の、請求人宛て自賠責共済満期の案内に係る通知

満期日：令和3年4月16日

車検満了日：（記載なし）

車種名：原付

登録番号等：（記載なし）

車台番号：

(ク) 上記（ア）の本件軽自動車は、以前、請求人自宅の家主から、次は更新しないので出ていくようにと言われていて、追い出されたら野宿になってしまうと思い、車上生活のため購入した（ただし、家主にいつまでに出ていくように等は言われておらず、先日契約更新したばかりである）。無断での購入や自分のものではないと述べていた等については、ばれなければいいと思っていた。追い出されたら困るので本件軽自動車は処分したくない。

上記（オ）の預貯金は、現時点で使い道はなく、他の口座はすべて解約した。

テ 令和3年3月31日までに、処分庁が、法第29条に基づく照会の回答により、請求人名義の預貯金残高（上記ツ（オ）を含む。）として確認した合計額は1,579,694円である。

ト 令和3年4月2日、処分庁は、請求人から、記帳済みの次の通帳を収受した。

(ア) 株式会社 銀行（上記ツ（オ）参照） 同日付け残高1,286,222円

(イ) 株式会社 銀行

a 種別：普通預金（口座番号省略）、同年2月13日付け残高80,003円

ｂ 種別：普通預金（口座番号省略）、同年1月6日付け残高694円

ナ 令和3年4月19日、処分庁は、請求人世帯に係るケース診断会議を実施した。

当該会議で用いられたケース診断票では、ケース診断項目は「請求人世帯の保護の必要性」とされ、保護開始時及びそれ以降、請求人が保有・取得等した自動車等に係る経過（上記エ以下参照）がまとめてあり、検討事項として「請求人は開始当初から、自動車等の運転・保有が認められていないことを理解していながら、福祉事務所の指導に従わず、故意に虚偽の申告を行っていたこともある。そもそも認められていない自動車等の購入に生活保護費を利用しており、適切な保護費の利用とは言えない。また、保有口座についても虚偽の申告を行っており、現状、請求人には保護費の半年以上の預貯金があることが確認されている。このことから、請求人の保護の継続が妥当であるか検討したい。」旨示されている。

そして、当該会議内での具体的な検討内容・経過は不明であるが、会議の結果として、次の事柄について法第27条第1項に基づく指導指示を行うこととし、これらの指導が遂行されない場合、保護の変更、停止又は廃止の検討を行うとされた。

(ア)「保護利用中に購入した自動車について、1ヶ月以内に処分すること。売却益があった場合には、返還とする。」

(イ)「ミニカーについて、1ヶ月以内に任意保険を加入した場合のみ、保有を容認する。加入しない場合には処分指導とする。」

(ウ)「今後一切、預貯金等を含め、虚偽の申告を行わないこと。」

ニ 令和3年4月21日付けで、処分庁は、請求人自宅を訪問し、請求人に対し、「保護開始時から再三自動車等の運転・保有について認められない旨を説明、指導してまいりましたが、福祉事務所に相談なく自動車を購入するなど改善が見られません。また、福祉事務所への申告についても事実関係に相違が見られる状態です。」として、法第27条第1項に基づき、次の事項を列記した文書による指示（以下「本件指示」という。）を行った。

(ア)「①保有する自動車について、1ヶ月以内に処分すること。また、売却益があった場合には収入申告を行なうとともに、返還の対象とする。」

(イ)「②保有するミニカー（コムス）について、1ヶ月以内に任意保険に加入すること。加入しない場合には、保有否認となり、処分指導とする。また、売却益があった場合には返還の対象とする。」

(ウ)「③預金口座や自動車等資産の保有状況、生活状況について事実に基づく申告を行なうこと。」

また、処分庁は、請求人から、上記ツ（エ）のシニアカー（4輪）を60,000円で購入したことを聴取した上、本件軽自動車及び本件電気原動機付4輪車の写真撮影をした際に、本件電気原動機付4輪車の自賠責保険の期限が平成31年12月で切れていることを確認し、任意保険に加入して保有を続けるのであれば、早急に自賠責保険も手続きするよう口頭で指導した。

ヌ 令和3年5月21日及び同月24日の各午前中に、処分庁は、複数回請求人に架電したが、不応であった。

ネ 令和3年5月24日午前、処分庁は、請求人自宅を訪問したが応答がなく、「自動車、シルバーカー等確認されている乗り物」はすべて家の周囲に置いたまま、コンセントが差し込まれ充電されていたこと、「ミニカー」に貼付されている自賠責標章が更新されていないことを確認し、不在票をポストに投函した。

また、請求人自宅の近隣住民から、昨夜は電気がついていたので請求人は在宅していたと思われること、請求人が外出するときにはいつも「ミニカー」か「シルバーカー」であるため、これらが置いてある時は在宅している時であるとの話を聴取した。

ノ 令和3年5月25日午前、処分庁は、請求人自宅を訪問したが応答がなく、昨日差し置いた不在票がなくなっていること、「自動車、シルバーカー、ミニカー」が置かれたままで、電気のメーターが作動していることを確認した上、玄関ドアに不在票を差し込んだ。

ハ 令和3年5月26日、処分庁は、請求人自宅を訪問した際に、自賠責保険切れの「ミニカー」がないことを確認した上、請求人自宅の近隣住民から、請求人が「ミニカー」で出かけていると思われる旨を聴取した。

ヒ 令和3年5月31日午前及び午後、処分庁は、請求人自宅を訪問したが、いずれも応答はなかった。なお、同日午後の再訪時には、「自動車等の乗り物」は請求人自宅の周りに置いたままであった。

また、同日付けで、処分庁は、請求人世帯に対し、支払方法の変更(保護費の窓口支給)を理由として、同年6月分(以降)についての保護変更決定処分を行った。

フ 令和3年6月10日、処分庁は、次の内容の、請求人に係る納税義務者情報を確認した。

(ア) 本件軽自動車

令和3年度軽自動車税(12,900円)の納期限 R 3. 5. 31

同税の納付(領収日) R 3. 5. 25

(イ) 本件電気原動機付4輪車

令和3年度軽自動車税(3,700円)の納期限 R 3. 5. 31

同税の納付(領収日) R 3. 5. 25

ヘ 令和3年6月10日付けで、処分庁は、請求人に対し、本件指示後1か月を経過し、その後電話や訪問をするも請求人と面談ができず、請求人から連絡等もないため、指導事項の履行確認ができないとして、同月14日の17時までには処分庁に来庁すること、来庁しなかった場合には生活保護の停止・廃止の手続きを進める旨を記載した書面を送付した。

ホ 令和3年6月18日、処分庁は、「期限を過ぎても電話・訪問に対応せず、来所指導にも応じないため、本件指示の履行確認が取れていない。6月分保護費の受

け取りにもきていないことから、預貯金等での生活維持が可能であるとみて保護を停止または廃止とするか検討したい。」旨を検討事項として、請求人世帯に係るケース診断会議を実施した。

そして、当該会議の結果、「本件指示の期限を過ぎても一切報告や状況説明がされていないことから、指導指示に従っているとは考えられず、保護の停止・廃止を検討する必要がある。(中略) また、本件は保護利用中に原則保有を認められていない軽自動車およびミニカー、シルバーカー等複数の資産を購入しており、課長通知第11問1の答1の指導指示内容が比較的軽微な場合には当たらず、一般社会に鑑みても最低生活とはいえない。そのため、弁明の機会に応じなかった場合には、保護の廃止の処分を行う」との結論に至った。

マ 令和3年6月18日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容を記載した通知を発送した(同通知は、翌19日に配達された)。

「請求人には令和3年6月10日付けで法第27条による文書指導の履行確認のため、6月14日17時までに福祉事務所へお越しいただくよう文書を送付させていただきましたが、連絡および来所がありませんでした。そのため、指導事項に関して、大幅に期限を過ぎていますが、一切報告や状況説明がなされていません。

最後に、法第62条に基づき、次のとおり請求人に対し、弁明の機会を設けさせていただきます。なお、お越し頂けなかった場合は、法による廃止の手続きを進めます。

1. 日時 令和3年6月30日(水)13時
2. 場所 (略) 」

ミ 令和3年6月30日、請求人は、事前の連絡等なく、上記マにより設定された弁明の機会に出頭しなかった。

このため、同日後刻、処分庁が、請求人自宅を訪問したところ、請求人の応答はないものの電気のメーターは動いており、「自動車等の乗り物」は家の周りに置いたままであり、在宅している様子であった。

ム 令和3年7月5日、処分庁は、「弁明の機会にも現れず、訪問にも応じないため、保護継続が困難であるとして、保護の停・廃止を検討したい。」旨を検討事項として、請求人世帯に係るケース診断会議を実施した。

そして、当該会議の結果、本件指示の「履行期限である1ヶ月を過ぎても指導及び指示事項の改善が一切ないため、法第62条第4項に基づき(中略)弁明の機会を与えた。しかし、その場に請求人が現れることはなく、現時点においても連絡は一切ない。直近での通院や入院はなく、弁明の機会当日、請求人自宅を訪問し(中略)、来所できないようなやむを得ない理由があったとは認められない。また、本件指示後、軽自動車税(2台分)を支払っていることから、継続して軽自動車及びミニカーを保有していく意思があり、指導及び指示に従う意思は一切ないと判断される。

さらに、6月分・7月分の扶助費も受け取りに来ておらず、資産等で十分に生

活できていると判断されることから、法第62条第3項に基づき 月 日付けで「保護廃止処分とする」との結論に至った。

メ 令和3年7月8日付けで、処分庁は、請求人世帯に対し、同年 月 日を実施年月日として、保護廃止決定処分(本件処分)を行った。

なお、本件処分通知書上、処分(保護廃止)の理由として「指導指示違反により廃止します。」との記載があるのみである。

また、本件処分がされる直前の時点で処分庁が算定していた請求人世帯の1か月分の最低生活費は114,590円、同老齢厚生年金等の収入充当額は48,339円、同保護費支給額は66,251円(=114,590円-48,339円)である。

モ 令和3年 月 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消し等を求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消す及び「軽ワゴン車」の所有を認めるとの裁決を求める。

ア 処分庁の担当者は、請求人が指導に従わなかったと言っているが、それは嘘である。請求人は、指導のほとんどに従ったが、車上生活のための軽ワゴン車だけは、出来なかった。

それは 〇〇市、昼間(朝8時～夕方5時)は、気絶するように眠っていたためである。しかし売却代金の全額を返還しろとは酷い(法律に基づかない指導だと思う)。(法律では、売却益が出たら売却益を全額返還すること・・・と規定されているようである。)

処分庁の担当者は、(医療券の請求を通じて)請求人がA病院の精神科に通っていることを知っていたはずである。

イ 請求人は、〇〇市で生活保護を受けていたが、令和3年 月 日付けで廃止された。廃止の直接の原因は、請求人が中古の軽のワゴン車を買ったことだが、実は家主から「そろそろ出て行ってください。」と言われたことが発端である。家主は請求人の「孤独死」を恐れており、通常2年間のところ1年間の契約更新となった。

そう云うわけで、請求人は家を失う恐怖にかられて軽のワゴン車を買ってしまった。これが有れば家を失っても車上生活が出来ると思った。

資産価値の低いものなら許されると聞いたが、お願いできないか。平成 年が初年度登録である。 年前の車なので資産価値は低いと思う。

ウ コムスは、任意保険に入るよう指導され、請求人はすぐに入った。コムスは神奈川県の生活援護課に問い合わせたところ、「125cc以下で痛車でなければ大丈夫」と言われたため購入したものである。これで買い物に行けるようになった。しかし、「再三の指導にも関わらず従わなかった」などと手紙に書かれており、

コムスの任意保険は問い合わせも調べも無く、指導に従わなかったことにされた。

エ なおコムスは最初は弟に頼まれて買ったものである。弟はインターネットオークションでの取引をしたことが無いため、請求人が一度購入し弟が請求人から購入する事になっていたが、その後弟は音信不通になり、お金も払わないので、請求人の名義で登録した。このことは最初から処分庁の担当者に話していたのに、請求人が嘘を吐いたことにされた。

従って(平成28年7月1日に、処分庁からの)指導の類は一切無かった。

オ 〇〇〇〇の認定を受けている。

カ 神奈川県的生活福祉係の意見では、生活保護の廃止は事前に通告するべきだと云うことだった。請求人と会えないなら内容証明郵便などを送ってくれるべきと思う。ところが配達証明が1回と配達証明と書かれた封筒が「普通郵便で」2回送られてきただけであり、事前の通告はされなかったと思う。

キ 現在かかっている病院は、A病院の精神科と脳神経外科であり、服薬をしているが、このままでは、薬代が払えないので血圧の薬も服用できない。〇〇〇〇

〇〇〇〇 再手術を受けたいが、お金がない。

ク 保護申請時に保有していたのは、小型自動車および自動2輪車であり、それらは速やかに処分したので「1年経過しても処分がなされなかった」と云うのは全く事実と反する。また、普通自動車は保有しておらず、当該小型自動車および自動2輪車は、売却したのではなく無料で引き取ってもらったもので収入は発生しておらず、(法第63条に基づく)返還処理の事実はない。

ケ 平成27年1月28日、同年4月22日及び平成29年8月31日に、定期訪問を受けたことはない。また、処分庁提出の弁明書では「見たことの無い改造途中の」とあるが、あれは自動2輪車ではなく原付バイク(49cc)である。

改造は足腰が弱ってきたので足をつかなくても済むように、横に車椅子を付けたものである。

当該原付バイクは、神奈川県の許可を受けて保有したものであり、許可を受けたことを説明したので、処分庁から、当該原付バイクについて「運転及び保有は否認となること」の説明も指導も一切無かった。神奈川県の許可を処分庁が否認して良い物なのか疑問がある。さらに言えば、処分庁から否認されたことは口頭も含めて一切無い。

ちなみに、その原付バイクは処分した。

コ 令和3年2月25日の定期訪問について、電動カートと言うと遊びのための車両の印象を受けるが、シニアカーのことと推察される。一般的にシニアカーと言われている「ハンドル型電動車椅子」とも言われている。1台(3輪)は壊れており10年ぐらい前に中古で1万円で購入したものである。弁明書には2台のシニアカーが、突然現れたように書いてあるが、1台(3輪)は10年前ぐらい前から家の脇に置いてある。

サ 令和3年3月1日について、「電動カート（C）」というものは存在しない。シニアカー（4輪）のことを「電動カート（B）」と言ったり「電動カート（C）」と言ったりして多く見せかけている印象を受けた。

シ 令和3年4月21日の文書指導は無かった。電気ミニカーの自賠責保険が切れていることが判明したというが、コムス（電気ミニカー）の自賠責保険は5年間で入っており、切れることはあり得ない。

ス 令和3年5月25日、前日の不在メモがポストからなくなっていたというが、請求人の自宅にはポストは無い。不在メモらしきものが玄関の床上に落ちていたのは覚えているが、固く小さく畳まれており、開けてみたが表も裏も何も書かれていなかった。

セ 保護廃止決定書のような重要なものは、内容証明郵便などで送るのが常識だと思われる。請求人の自宅にはポストは無く、「ポストへ投函した」と云うのは嘘だと思われる。

ソ コムス（電気ミニカー）の任意保険については、処分庁の担当者から口頭で指導があった。請求人は、すぐに任意保険に入ったが、処分庁の担当者は尋ねることもしなかった。

タ 指導のほとんどに従ったのは事実である。例えば、「貯金が多すぎるから減らせ」と云う指導は、「いくらまで減らすのか」の問いに対して「多すぎない程度に減らせ」と云う訳の分からない答えであり、具体的な額を示さないため、数万円まで減らした。

、理不尽な指導だと思っ
たが従った。

チ 近隣住民・民生委員が、生活保護の担当者を識別できるわけがなく、（請求人の動静について）近隣住民・民生委員から担当者に話しかけてきたという処分庁の主張は、捏造であると解される。また、処分庁が訪問した後に水道局が訪問したかどうかは分からないはずであり、従って捏造であると強く推察する。

買い物は、夕方5時ごろに起きてすぐ行った。近くのスーパーは、夜7時半まで営業しているので十分間に合う。水道局は、隣の家への領収書を誤って請求人自宅に投函したため、封筒に入れて粘着テープで玄関の戸（表）に貼り付けることを深夜に行ったものであり、昼間ではない。

請求人は、電子メールを利用して処分庁に連絡を取ったことは無く、そもそも処分庁のメールアドレスを知らない。

ツ 令和3年6月14日までに進捗状況等を報告するよう求める通知について、封書もハガキも受け取っておらず、配達証明郵便（同月30日に弁明の機会を設ける通知）は受け取った記憶はあるものの、読んでいない（多分、のせいであると思われる）。

テ 「病気になったのは、お前の責任だろ」と言われている気がする。しかしながら、そうだとでも指導には一生懸

命に従った。唯一従えなかったのは、軽自動車の処分だが、これは5月ごろにバッテリーが上がり、すぐに充電したものの回復しなかった。

従って、エンジンが、かからず、処分も出来なかった。請求人は、家を失う恐怖に耐えながら処分の道を探っていたが見つからなかった。

家を失ったら車上生活をするつもりでいたので、軽自動車の処分は、これも恐怖だった。処分庁の担当者は、安い家はいくらでもあると思っているようだが、ない。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 請求人は、令和3年4月21日に処分庁が行った法第27条第1項に基づく指導指示（本件指示）に従わず、法第62条に基づき設定した弁明の機会や訪問等にも一切応じなかった。また、本件処分にかかわる指導事項となっている軽自動車の処分については、請求人の購入・保有理由は、生活保護制度において認められるものではなく、法第27条第1項に基づく指導指示は適法である。さらに、請求人には、年金収入および直ちには困窮に陥らないと判断される預貯金や資産があり、法第27条第1項に基づく文書指示後2か月間にわたり保護費の受け取りにも来ていないことから十分に生活ができていると判断し、本件処分を行った。

イ 本件処分については、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

ウ 令和3年3月に処分庁が実施した調査により確認された請求人名義の預金（前提事実テ参照）について、直近での使用目的はないが、今後の生活維持、自立更生のための費用として、令和3年4月19日の診断会議において保有を容認することとした。

エ 保護開始当初から本件指示までに自動車保有に関する指導は、何度も行っており、請求人は自動車の保有が原則認められていないことを理解していたにもかかわらず、本件軽自動車を購入後も処分庁に報告せず、保有の事実を隠そうとしていたことは非常に悪質であると判断し、法第27条に基づく口頭指導は行わずに、文書指導である本件指示を行った。

オ シニアカー（前提事実ツ（ウ）・（エ）参照）については、中古で購入しており、特に故障している方は処分価値が高いとは判断できないため、処分指導の対象ではなく、資産活用を要しないものとして保有を容認している。

カ 本件電気原動機付4輪車については、令和3年2月25日請求人自宅を訪問時、弟のものを預かっているだけであると請求人から説明を受けたため、使用せずに弟へ返却するよう指導をした。しかし、弟と連絡が取れず、請求人が使用しているとの申し出があったため、保有について検討することとしたが、同年3月31日の請求人との面談時に当初から請求人自身が購入・利用していたことが判明し、用途は通院に利用とのことだったため、問答集第3問3-23を用いて検討し、自

賠償保険および任意保険に加入すれば保有容認とし、加入しない場合には資産活用を要し売却を指導することを方針とした。

本件指示の履行期限になっても請求人から履行状況の報告等連絡がなく、何度電話や訪問、手紙を送付しても一切反応がなく、弁明の機会にも現れず、本件指示後、一度も請求人と面会できていないため、自賠償保険および任意保険加入について確認ができていない。ただし、履行期限後、訪問した際に自賠償保険標章の期限は更新されていないことを目視で確認している。

任意保険に加入したが、処分庁に報告していない場合でも、(本件指示の)指導事項として明記する以前に、法第61条による届出の義務であることから不履行と評する。

本件指示の履行期限経過時点で請求人から任意保険の加入状況を確認し、加入していない場合には、保有の意思がないと判断して、再度診断会議で処分期限等決定する予定だったが、本件指示後、請求人が処分庁の接触に一切応じなかったため、本件指示の指示事項②(本件電気原動機付4輪車に係るもの。前提事実ニ(イ)参照)は不履行であると判断した。

キ 請求人は65歳以上の稼働年齢ではなく、の身体状況であったため、就労の可能性はないと判断していた。また、本件指示当時、請求人について障害認定の事実はない。

ク 請求人の自宅は、市街化区域内にあり、バスの路線が複数あり、また、本数も多く、バス停から徒歩5分以内の場所にあるため、公共交通機関の利用が著しく困難な地域には該当しない。

ケ 本件指示の指示事項①に記載の「保有する自動車」(前提事実ニ(ア)参照)は、本件指示時点で購入・保有していた自動車は本件軽自動車のみであるため、本件軽自動車を指す。また同①及び②に示されている「売却益」とは、売却した際に得た収入の意味で用いている。

コ 本件指示の指示事項③については、請求人が本件指示時点までにおいて、法第61条の届出の義務を怠っており、自動車の購入・保有状況等、故意に虚偽の申告を行っていたことから、改めて保護利用時の申告義務について、事実に基づく申告を行うよう指導をしたものであり、具体的な時点のみの申告を求めたものではない。また、指示事項③の履行状況は、本件指示以降の申告すべてに関して該当する。

4 理由

(1) 保護の補足性と資産活用について

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として(法第4条第1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである(法第8条第1項)。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合には、当然にこれを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

(2) 生活保護における生活用品としての自動車等の取扱い

ア 被保護者に許されている資産保有の限度に係る具体的取扱いは、局長通知第3に記載されているが、自動車等についての直接の言及はない。

イ そして、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない」とされた資産は、次官通知第3の1から5に列記された場合(「3 処分することができないか、又は著しく困難なもの」、「4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの」、「5 社会通念上処分させることを適当としないもの」等)を除き、原則として処分し、最低限度の生活の維持のために活用することを要する(同通知第3柱書)。

ウ この点、課長通知第3問9(通勤用自動車)及び問12(通院等用自動車)は、被保護者が保有する自動車について、次官通知第3の「5 社会通念上処分させることを適当としないもの」に該当すると評価する場合の要件を具体的に規定していることから、生活保護制度上、自動車は、基本的に保有が否認される資産として整理されているものと解される。

もつとも、課長通知第3問9及び問12以外の場合でも、例外的に、被保護者が生活用品としての自動車を保有することが認められる場合があり得るとされ、その場合、保護の実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断する必要がある(問答集第3問3-14)。

また、総排気量125ccを超えるオートバイについては、自動車の取扱いに準じるとされており(問答集第3問3-23)、自動車「等」として整理されるべきものと解される。

エ 他方、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、自動車等の場合の保有要件と異なっており、用途についての限定がなく、その他の要件は、自動車の取扱いに類似する要件の下で保有が容認され得る(問答集第3問3-23)。

オ なお、上記ア～エで摘示した各通知において、「自動車」の定義を明示した内容は見当たらない。このため、第一義的には、自動車について規定する法として一般的に想定される道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定された内容を参照しつつ判断されるべきものと解されるが、両者の規定内容は微妙に異なっており、また、実施機関が、自動車の所有名義等を確認する際に参照することが予定されている、地方税法(昭和25年法律第226号)上の自動車税・軽自動車税の課税客体として規定される「自動車」及び「軽自動車」の概念も、上記道路交通法及び道路運送車両法の規定内

容とは異なっている。

（３）生活保護における自動車等以外の生活用品に係る取扱い

ア 局長通知第３の４「生活用品」のうち、（４）「その他の物品」については、「処分価値の小さい」ものは保有を認められるが、そうでなければ、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」と認められるものは、保有を認めることとされている。

（ア）「処分価値の小さい」か否かの判断基準は、一律に定められているわけではなく、保護の実施機関が、地域の実情、世帯の実情等を的確に把握した上で社会通念に基づいて判断するものとされている（問答集第３問３－１３）。

（イ）「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」の判断基準について、通常は、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とし、当該地域の全世帯において当該物品の普及率が 70％程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には 90％程度）であるか否かを基準として認定することとされている（課長通知第３問６）。

イ 保有が否認される資産と判断される場合は、次官通知第３によることとなる（上記（２）イ参照）。

（４）生活保護における預貯金の取扱い

被保護者の預貯金が、生活保護受給中に、既に支給された保護費のやり繰りによって蓄えられたものと判断されるときは、当該預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は保有を容認して差し支えないが、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産と見なさざるを得ない旨を被保護者に説明し、要否判定等の上で保護の停止又は廃止を行うこととされている（課長通知第３問 18）。

なお、ここでいう保護の停止又は廃止は、「法第 26 条」に基づくものである。

（５）法第 26 条による保護廃止処分と法第 27 条による指導指示との関係

法第 27 条による指導指示は「被保護者」に対して行われるものであって、そもそも、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、法第 26 条に基づく保護の停止又は廃止を決定しなければならない。

したがって、法第 27 条による指導指示を行う以前に、もはや法第 26 条に基づく保護廃止を要する場合、又は同条に基づく保護廃止の検討を要すると合理的に判断できるにもかかわらず、かかる検討を行っていない場合に、漫然と保護を継続して、法第 27 条による指導指示を行うことは、当該指導指示の前提を欠くものと言え、当該指導指示は違法、あるいは少なくとも不当なものと解さざるを得ない。

(6) 法第 27 条による指導指示及び指導指示義務違反を理由とする法第 62 条第 3 項による保護廃止処分

ア 生活上の義務、届出義務及び能力・資産活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でないために、法第 27 条による指導指示が必要である場合であっても、まずは口頭によることを原則とし、これによって目的を達せられなかったときに、文書により行うこととされている（局長通知第 11 の 2（4）、手引Ⅱ 1（1）ア・（2）柱書）。

文書で行った指導指示に対して被保護者が従わない場合には、弁明の機会を与えた上で保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第 62 条第 3 項及び第 4 項、規則第 19 条、手引Ⅱ 2）。この場合において、保護の変更、停止又は廃止のいずれによるかに関する取扱いの基準は、課長通知第 11 問 1 において示されている。

イ 規則第 19 条が、法第 62 条第 3 項に規定する保護の実施機関の権限につき、法第 27 条第 1 項の規定により保護の実施機関が書面で行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨を定めている趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる同項に基づく指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解される。このような規則第 19 条の規定の趣旨に照らすと、上記書面による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されなければならない、指導又は指示に至る経緯及び従前の指導又は指示の内容やそれらに対する被保護者の認識、当該書面に指導又は指示の理由として記載された事項等を考慮に入れることにより、当該書面に指導又は指示の内容として記載されていない事項まで指導又は指示の内容に含まれると解することはできない。

また、法第 27 条第 1 項に基づく指導又は指示内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法第 62 条第 3 項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となる（最高裁平成 25 年（受）492 号同 26 年 10 月 23 日第一小法廷判決・集民 248 号 1 頁参照）。

ウ さらに、法第 27 条による指導指示内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合のみならず、他の理由で指導指示が違法又は不当なものである場合も、当然の理として、当該指導指示義務違反を理由とする法第 62 条第 3 項による保護廃止処分は、違法又は不当なものとして取消し得べき瑕疵を帯びることになる。

(7) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、法第27条第1項に基づく本件指示(前提事実ニ)の不履行を理由として行われた、法第62条第3項に基づく保護廃止処分(前提事実ム・メ)であるから、本件指示自体が違法又は不当であれば、本件処分も違法又は不当なものと評価されることになる(上記(6)ウ参照)。

イ 本件指示に優先する法第26条による保護廃止の要否の検討について

(ア) まず、本件指示を行う以前に、処分庁において、請求人世帯につき、法第26条に基づく保護廃止の検討を要すると合理的に判断できたにもかかわらず、かかる検討を行っていない場合には、本件指示は、その前提を欠いて行われたものとして、違法ないし不当なものと評価すべきことになる(上記(5))。

(イ) a この点、処分庁は、本件指示に先立ち確認した請求人名義の預貯金(残高合計1,579,694円。前提事実デ)について、令和3年4月19日のケース診断会議において保有を容認した旨を主張する(上記3(2)ウ)。

b しかしながら、処分庁の上記主張では、単に結論が述べられているだけであって、当該結論に至った経過について説明はされていない。

加えて、当該診断会議の会議録及び会議当日のケース記録上の記載その他の物件を見るに、処分庁が、課長通知第3問18(上記(4)参照)に照らして、当該預貯金が不正な手段(収入の未申告等)により蓄えられたものでないことを確認した形跡も見当たらないのであって、かえって、当該診断会議においては、請求人が適切な資産申告をせずに適切な保護費の利用をしていない点について問題提起があったにもかかわらず、当該預貯金の保有を容認した事情や理由に関しての言及が全くない(前提事実ナ参照)。

c そもそも請求人には、最低生活費分の収入(本件処分の直前時点で、114,590円程度。前提事実メ参照)しかないはずであるのに、請求人の申告に基づけば、2年前くらいに本件電気原動機付4輪車を400,000円で、令和2年12月に本件軽自動車を350,000円でそれぞれ購入した上に(前提事実ツ(ア)・(イ))、これらの保有に伴う諸経費を負担してもなお、預貯金が約1,600,000円も残っている状況であることに鑑みれば、かかる多額の預貯金が、既支給の保護費のやり繰りによって蓄えられたもの(上記(4)参照)と判断するには、合理的な疑いが残るといふべきであって、処分庁が、当該預貯金の保有の可否に係る判断を行うに当たり、必要な調査や検討を尽くしたとは直ちに認め難い。

また、当該預貯金が既支給の保護費のやり繰りによって徐々に蓄えられたものであったとすれば、処分庁において、定期的な資産調査により当該預貯金の存在を従前から把握していたことが当然想起され、ないし把握すべきであったと言えるのであり、かつ、請求人に対して、当該預貯金の計画的な支出について必要な助言・指導を行うべきであったと解されるが、かかる事情については必ずしも明らかでない(預金が多すぎるからを減らせと言われて

いた等を請求人が主張している程度である。前提事実サ・セ、上記3(1)タ参照)。

- d さらに、請求人が、処分庁の適切な助言・指導に反して、本件軽自動車及び本件電気原動機付4輪車といった保有が容認されないはずの資産(下記ウで詳述。)の購入・維持費に当該預貯金を充てていた等の評価ができるのであれば、その後も、請求人が、当該預貯金について現時点で使い道はない旨回答し(前提事実ツ(ク))、加えて、「シニアカー」(電動車いす)を新たに60,000円で購入する旨も述べていた(前提事実ツ(エ))という事情も勘案すると、処分庁としては、当該預貯金は、生活保護の趣旨目的に反する使用目的であると認定した上、保有を容認せずに最低生活の維持のために活用すべき資産と判断すべきであったとも解し得る。

そしてこの場合、最低生活の維持のために活用可能な資産として、当該預貯金の残高(上記a参照)のみを想定したとしても、請求人世帯の1か月分の最低生活費や年金収入(前提事実ム参照)等を踏まえると、本件指示以前の時点において、法第26条に基づく保護廃止すべき可能性が高かったといえる。

- (ウ) 以上から、処分庁が、法第26条に基づく保護廃止の検討を要すると合理的に判断できた場合であるにもかかわらず、当該検討やそのために必要な調査を尽くさずに漫然と保護を継続して、本件指示を行ったことは、法第27条第1項に基づく指導指示の前提を欠くものであり、本件指示は違法ないし不当なものと解さざるを得ない。

ウ 本件指示の適法性・妥当性について(自動車等に係る内容について)

- (ア) 保護開始後に請求人が保有していた自動車等について

請求人は、平成23年 月 日の保護開始当時、X自動車及びYバイクを保有していたため、処分庁は、両者について継続的な処分指導を行い、最終的に、X自動車について平成24年7月11日に、Yバイクについて平成25年5月3日にそれぞれ処分が終了したことを確認している(前提事実オ)。

しかし、その後、処分庁が認知した次の自動車等については、型式・機種・色や車台番号等の車両特定に関する情報、所有名義、取得時期、取得価格及びその資金、利用目的(用途)、保険加入の有無その他維持管理費、処分価値といった、法上の保有の可否を検討するに当たり必要な情報に関する調査・確認が行われていないか不十分である。

このため、当該各自動車等については、自動車あるいは自動車に準ずるものとして課長通知第3問12等により検討すべきものであったのか、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車として問答集第3問3-23により検討すべきものであったのか、その他の物品(生活用品)として局長通知第3の4(4)等により検討すべきものであったのかすら、不明である(上記(2)・(3)参照)。

- a 平成25年10月25日の「シルバーカー」2台(前提事実ク)
- b 平成27年1月28日の「サイドカーへ改造途中の見たことがないバイク」、同年4月22日の「部品を集めながら組み立てているスクーター」等(前提事実ケ・コ。処分庁主張によれば、いずれも「自動二輪車(B)」)
- c 平成28年7月1日の「請求人の弟所有の自動3輪車」(前提事実シ。処分庁主張によれば「電気ミニカー」)
- d 平成29年8月31日の「バイク(オート3輪のようなもの)に車いすのようなものを板で取り付けたサイドカーのようなもの」(前提事実ス。処分庁主張によれば「自動二輪車(C)」)
- e 令和3年2月25日の「シニアカー」2台(処分庁主張によれば「電動カート(A)」及び「電動カート(B)」)のうち、壊れていない「使用中」の1台(前提事実ソ)
- f 令和3年3月1日の「シニアカー」(前提事実タ。処分庁主張によれば「電動カート(C)」)

なお、令和3年3月1日時点で処分庁が行った調査(請求人に係る納税義務者情報及び車両の登録情報に係るもの。前提事実タ)、及び同月31日付けで行われた請求人からの資産申告(前提事実ツ)と照らし合わせると、上記のうち、aの「シルバーカー」2台、bの処分庁主張によれば「自動二輪車(B)」、cの同「電気ミニカー」(なお、「3輪車」のため、本件電気原動機付4輪車(前提事実ソ・タ(イ))とは、異なる車両のはずである。)、dの同「自動二輪車(C)」、eの同「電動カート(A)」及び「電動カート(B)」のうち、壊れていない「使用中」の1台は、そもそも存在していたのか証拠等から明らかでない。

加えて、仮に存在していたとしても、法上自動車に準じて扱われる自動2輪車ではなく、原動機付自転車であった可能性が高く、かつ、少なくとも1台の原動機付自転車は処分済であるが、それがどの車両であり、当該処分により収入を得たのか否かも確認されていない(以上、前提事実タ(ウ)、ツ(カ)・(キ)、上記3(1)ケ・サ)。

(イ) 本件指示以前における自動車等に係る指導指示の状況について

- a 本件指示は、令和3年3月1日に、処分庁が、請求人保有の本件軽自動車及び本件電気原動機付4輪車を初めて認知した後(前提事実タ)、請求人に対して資産申告を指示し、同月31日に資産申告があったことを受けて(前提事実チ・ツ)、最初の指導指示として行っており(前提事実ニ、上記3(2)エ)、法第27条に基づく文書指導に先立って行われるべき定期的な助言指導及び法第27条に基づく口頭指導のいずれも経ていない(上記(6)ア参照)。
- b この点について処分庁は、本件指示書にも記載のとおり、保護開始時から再三自動車等の運転・保有について認められない旨を説明、指導してきたにもかかわらず、事前相談もなく自動車を購入するなど改善が見られないこと

を理由としている(前提事実ニ、上記3(2)エ)。

- c. しかし、請求人から購入に先立つ相談がなかったことについてはさておき、平成23年 月 日の保護開始当時とは、請求人の健康状態等、自動車等を必要とする事情が変化してきていることに加え(前提事実ア・カ・サ)、保護開始以降に請求人が保有していた自動車等の種類(自動車又は自動車に準じて取り扱うものか、原動機付自転車として取り扱うものか、その他の物品か)に応じて、その保有の可否の要件は異なり、また、当該自動車等の処分価値等に応じてその保有の可否の結論も異なり得るのであるから(上記(2)・(3)参照)、保護開始当初に請求人が保有していたX自動車及びYバイクについての指導方針が、当然に、保護開始以降に請求人が保有していた自動車等に係る指導方針と同じになるわけではない。

それにもかかわらず処分庁は、上記(ア)のとおり、保有の可否の検討に必要な情報を確認・調査せず、例えば、上記(ア) aの「シルバーカー」2台については、調査・指導をした形跡もなく、同bの「バイク」については、それが自動車に準じて取り扱われるものであるのか原動機付自転車であるのかの確認もしないまま、明確な理由も示さずに処分「指導」であるとした後に(前提事実ケ)、処分指導をする場合があるので運転をしないようとの「指導」に変わり(前提事実コ)、再び明確な理由も示さず保有否認であるとの「指導」に変わり(前提事実シ)、さらに、処分庁主張によればこれと異なる同dの「バイク」(ただし、車両特定に関する情報を欠くために、同bの「バイク」と異なるものか否かは確定不能である。)については、危険でもあるので運転をしないようとの「指導」に止め(前提事実ス)、その後、請求人が保有する自動車等に係る「指導」の履行状況も確認していない(前提事実セ)等、指導の対象物も指導根拠も指導内容も何ら整理しないまま、場当たり的で一貫性を欠いた対応を長期にわたって続けていたに過ぎない。

このような従前の処分庁の対応をもって、本件指示に先立つ定期的な助言指導及び法第27条に基づく口頭指導に代わるものとは、到底評価できない。

- d. 以上のことから、本件において処分庁が、請求人に対する定期的な助言指導及び法第27条に基づく口頭指導を経ないまま、最初から法第27条に基づく文書指導(本件指示)を行うことが許容されるとは到底解されない。

(ウ) 本件指示の対象物の特定について

- a. 法第27条に基づく文書指示による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されなければならない、指導又は指示に至る経緯及び従前の指導又は指示の内容やそれらに対する被保護者の認識、当該書面に指導又は指示の理由として記載された事項等を考慮することにより、当該書面に指導又は指示の内容として記載されていない事項まで指導又は指示の内容に含まれると解することはできない(上記(6)イ参照)。
- b. 本件指示書上、指示事項として「①保有する自動車について、1ヶ月以内

に処分すること。また、売却益があった場合には収入申告を行なうとともに、返還の対象とする。」と記載されており（指示事項①、前提事実ニ（ア））、処分庁は、請求人が所有していたのは本件軽自動車だけであるから、上記指示事項①の対象物は、本件軽自動車である旨を主張している（上記3（2）ケ）。

- c しかし、「保有」するとは、法上の用語として、次官通知第3に示されているとおり、最低生活の内容としてその「所有又は利用」をいうものとされており、所有権を有する場合に限られる用語ではない（次官通知第3、問答集第3問3-20）。

また、「自動車」については、法上どのようなものが含まれるのか一義的には定まらないことに加え（上記（2）オ参照）、その種類は極めて多岐にわたり、かつ多量に流通している資産であることから、個別具体的ものとして特定するには、社会通念上一般に、各車両に固有の車台番号に加えて、メーカー名、型式、登録ナンバー等を併記する等の方法がとられている（請求人から提出された資産状況等申告書（前提事実ツ）添付の見積書、買取証明書等を参照）。

- d この点、本件指示が、請求人に義務を課し、その義務違反について保護の変更・停止・廃止という重大な不利益を課すことのある行為であることに鑑みれば、本件指示の内容を記載した公文書において義務の対象となる物を特定する記載は、少なくとも、上記のような社会通念上一般に行われる程度に識別可能な方法によってなされたものであって然るべきである。

そうすると、本件指示書上における「保有する」「自動車」との記載のみでは、本件指示の対象物を特定できていないと解さざるを得ず、対象物すら特定できていない本件指示は、違法又は不当なものと言う外ない。

- e なお、本件指示書の記載から指導指示の対象物を特定できているかの判断とは離れるが、処分庁は、本件指示に先立つ対応の中で、請求人が保有していた多種多様の複数の自動車等のうち、どの範囲のものが、法上、自動車又は自動車に準ずるものとして扱われるのか等の区別した上での対応をできておらず（上記（ア）・（イ）、上記（2）・（3）参照）、請求人が本件指示に先立って行った資産申告においても、多種類にわたる複数の自動車等の申告がなされていることからすると、そもそも、仮に「指導又は指示に至る経緯及び従前の指導又は指示の内容やそれらに対する被保護者の認識、当該書面に指導又は指示の理由として記載された事項等」を考慮することを許したとしても、本件指示の対象が特定できているとは到底言えない。

（エ）本件指示（指示事項①）の特定とその内容の適法性について

- a 本件指示のうち、「①保有する自動車について、1ヶ月以内に処分すること。また、売却益があった場合には収入申告を行うとともに、返還の対象とする。」（指示事項①）における指示の対象物以外の点で特定される内容につ

いて、以下、検討する。

この点、処分庁は、上記「売却益」を、売却した際に得た「収入」の意味で用いている旨主張するが(上記3(2)ケ)、一般に、売却益とは、取得価格より売却価格が高い場合の差額、すなわち「利益」の意味で用いられる用語であり、本件指示上特段の説明もないのであるから、上記の指示内容は、文理上、処分庁の主張のような意味に解することはできず、売却益(利益)がない場合の収入申告及び返還については求めているという趣旨で特定せざるを得ない。

そうすると、当該特定された指示内容は、次官通知第8の3(2)エ(イ)(動産の処分等による収入に係る認定方針)に反するものであるから、適法・妥当な指示内容であるとはいえない。

- b また、仮に処分庁主張のように、本件軽自動車を対象物とする指示事項だった場合、請求人は、就労しあるいは就労可能性がある者ではないから(前提事実ア(ア)、上記3(2)キ)、課長通知第3問9(通勤用自動車)の場合には該当せず、障害者でもなく、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住しているわけでもないから(前提事実ア(イ)・(エ)、上記3(2)キ・ク)、同通知第3問12(通院等自動車)の場合にも該当しない。加えて、請求人が本件軽自動車を取得した目的は現在の住所地を退去した後の車上生活のためであるとのことであり(前提事実ツ(ク)、上記3(1)ア・イ・テ)、他に請求人が本件軽自動車を必要とする特段の事情は見当たらない。このことからすれば、問答集第3問3-14に基づき検討する必要は認められず、次官通知第3の5「社会通念上処分させることを適当としないもの」に当たるとして保有を容認することは、結局のところ困難であるようにも見える(上記(2)参照)。

しかしながら、処分庁は、本件指示に先立ち、本件軽自動車の処分価値・処分の見通しについて何ら確認をしていない(取得価格についても、請求人の申告のみで添付資料もない)。処分庁が、本件指示ときに、本件軽自動車につき把握していたのは、初年度登録が[]で、令和2年12月時点での取得価格が、請求人の主張に基づけば350,000円である等の事情だけであり(前提事実タ(ア)・ツ(ア))、これだけでは、売却可能であるか、売却可能であるとしても買い手が容易に見つかる資産であると言えるのかについて、判断がつかねる状況であるし、場合によっては、次官通知第3の4の「売却代金よりも売却に要する経費が高いもの」に該当する可能性すらあり、この場合は、保護開始当時の指導のように、売却に要する経費を抑える方法での売却を助言・指導をすることが可能であるに止まるものと解される。

そして、かかる場合の売却の可否や売却時期は、請求人側の事情により決定できる要素だけではない以上、保護開始当初のX自動車及びYバイクの売

却指導の経緯（前提事実オ。当該経緯は、長期にわたり過ぎている嫌いはあるが、処分の完了まで約2年間を要している。）に鑑みても、本件指示（指示事項①）を受けて、1か月以内に、本件軽自動車の処分を完了した上でその売却代金を処分庁に返還することまで、全ての履行を請求人に求めることは、客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合が想定されるのであり（なお、上記3（1）テ参照）、この点からも、本件指示（指示事項①）は、適法・妥当な指示であるとは解されない（上記（6）イ参照）。

（オ）本件指示（指示事項②）の特定とその内容の適法性について

- a 本件指示のうち、「②保有するミニカー（コムス）について、1ヶ月以内に任意保険に加入すること。加入しない場合には、保有否認となり、処分指導とする。また、売却益があった場合は返還の対象とする。」（指示事項②）における指示の対象物の特定については、本件電気原動機付4輪車を指すものとして、一応容認できるとしても（もつとも、法第27条に基づく指導指示を記載する公文書の記載として、社会通念上適当であるとは到底言えないことは、上記（ウ）参照。）、当該指示内容の記載は、どこまでが1か月の履行期限内に行われなければならない指示事項であるのか判然としない。

この点、処分庁は、1か月经過時点で請求人から任意保険の加入状況を確認し、加入していない場合には、保有の意思がないと判断して、再度診断会議で処分期限等を決定する予定であった旨主張しており（上記3（2）カ）、本件指示（指示事項②）の文言上も、任意保険に加入することまでは、一応、指示事項として明らかになっていると言い得る。

したがって、本件指示（指示事項②）は、本件電気原動機付4輪車について、1か月以内に任意保険に加入することを指示する内容だと特定できる（ただし、本来は、当該指示事項とそれ以外の内容は容易に区別できるよう記載すべきであり、上記のように、指示事項が一読して明確でない記載は不適当である）。

- b もつとも、上記のとおり特定された本件電気原動機付4輪車について、保有容認を前提に任意保険に加入することを求める指示は、次のとおり、考慮すべき事情を適切に考慮しない判断の誤りがあり（上記（2）参照）、適法・妥当であるとは解されない。

（a）まず、本件電気原動機付4輪車は、道路交通法上は普通自動車免許を要する普通自動車であり、道路運送車両法上は第1種原動機付自転車であり、地方税法上は軽自動車として扱われている。このような特殊な自動車等について法上の取扱いを定める通知等は見当たらないため、処分庁の裁量により、自動車等としてではなく、原動機付自転車としての取扱い（具体的には、問答集第3問3-23）として検討することも許容され得るものと解される。

そして、請求人は65歳を超える高齢者である上、による後遺症があり、である状況等(前提事実ア・カ・サ)を踏まえると、通院及び日常生活の買い物等のための移動手段として本件電気原動機付4輪車を活用することは、生活維持及び自立助長に実効があがっている(問答集第3問3-23の答1)と認め得る余地はある。

- (b) しかし、請求人は、同様に通院及び日常生活の買い物等のための移動手段として使用可能な資産として、本件電気原動機付4輪車に加えて、少なくとも、スズキET3C(壊れているが、84,150円で修理見積書あり)及びスズキET4D(今後60,000円で購入予定。メーカー希望小売価格では368,000円、賠償保険料年間10,000円)を保有しており(前提事実ツ(ウ)・(エ))、これらの他にも原動機付自転車を保有していることをうかがわせる事情も認められる(前提事実ツ(キ))。にもかかわらず、これらの資産の保有の可否について、処分庁が、局長通知第3の4(4)及び問答集第3問3-13に即した調査・検討を行った形跡はなく、漫然と保有が容認されている(上記3(2)オ。もっとも、処分庁は、請求人に対して中古品で30,000円程度で購入した空気銃であっても処分指導となる場合がある旨を説明していた経緯もあり(前提事実サ)、また、本件処分に係る弁明の機会付与の直前に実施されたケース診断会議では、「シルバーカー」も原則保有否認であるとしており(前提事実ホ)、請求人世帯の資産保有に関して、処分庁が、どのような方針を立てていたのか不明であると言わざるを得ない)。

そして、これらの資産に加えて、単身世帯である請求人に、本件電気原動機付4輪車の保有を認めることが、当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないのか、これら全ての資産の維持費(税金、損害保険料の要否、駐車料金の要否等を含む。)を長期にわたって継続的に捻出可能であるのか(問答集第3問3-23の答2及び4)について、処分庁が検討・判断した形跡も見当たらない。

- (c) また、処分庁は、請求人が行った資産申告の添付書類上、自賠責保険加入書類が他人名義となっており、かつ期限が切れていることを認識していたにもかかわらず(前提事実ツ(イ))、自賠責加入の有無を確認せずに、任意保険に加入することのみを求めて保有を認めるのは、明らかに問答集第3問3-23の答3に反する。

この点、処分庁は、本件指示の際に、自賠責保険の手続きをするよう追加で口頭指導したとしているが(前提事実ツ)、当該口頭での指導を本件指示の内容とすることはできない(上記(6)イ参照)。

- (d) 以上から、本件電気原動機付4輪車の保有を容認することを前提に、任意保険に加入することのみを指示事項としているのは、上記のような考慮すべき事情を適切に考慮していない誤った判断に基づくものであり(上記

（２）参照）、本件指示（指示事項②）は、到底、適法・妥当であるとは解されない。

（カ）小括

したがって、本件指示（自動車等に係る内容）は、本件指示に先立ち、定期的な助言指導や法第 27 条に基づく口頭指導を経ていない点（上記（イ））、本件指示の対象物が本件指示書上特定できていない点（上記（ウ））、本件指示書上特定できる内容としては、次官通知第 8 の 3（２）エ（イ）に反する指示内容である点（上記（エ） a）、客観的に実現不可能又は著しく実現困難である内容を含む点（上記（エ） b）、本件電気原動機付 4 輪車の保有容認を前提とする指示について、局長通知第 3 の 4（４）及び問答集第 3 問 3－13、並びに同問 3－23 に即した検討を怠り、又はこれらに反する内容を含んでいる点（上記（オ） b）において、適法・妥当とは言えない。

エ 本件指示の適法性・妥当性について（指示事項「③預金口座や自動車等資産の保有状況、生活状況について事実に基づく申告を行なうこと」について）

本件指示のうち、上記指示内容（指示事項③）は、その文言上、個別具体的な義務を設定するものではなく、法第 61 条に基づく被保護者の一般的な届出義務について、当然の留意事項を述べたものと解され、処分庁も、同様の趣旨である旨主張している（上記 3（２）コ）。

しかし、法第 27 条に基づく文書指導による義務は、その違反について、保護変更・停止・廃止といった不利益処分を行う原因となるものであり、そのときの個別の被保護世帯の状況に応じて、処分庁により具体化された助言指導及び法第 27 条に基づく口頭指導を経てもなお、指導の必要性が認められる場合に設定されるものであるから、法上求められている一般的な義務そのものではなく、上記のような指導の経過や必要性に応じて設定される個別具体的な義務である。

したがって、法第 27 条に基づく文書指導の指導事項として、単なる一般的義務を設定することは、同条の性質上、そもそも予定されていないと解すべきである。

以上から、本件指示における上記指示内容（指示事項③）は、個別具体的な義務を設定したものではない点において、適法・妥当とは言えない。

オ 本件指示の不履行の有無について

上記ウ・エにおける検討結果を踏まえると、本件指示による指示事項のうち、有意な内容として残るのは、本件電気原動機付 4 輪車について、1 か月以内に任意保険に加入することだけであるが（指示事項②。上記ウ（オ） a 参照）、当該指示事項の履行の有無は、本件処分時まで確認できていない（前提事実ホ・マ・ム）。

また、当該指示事項は、請求人が本件電気原動機付 4 輪車を保有することを望む場合の要件の一つであるに過ぎず、任意保険に加入しないという選択（なお、

この場合、処分庁主張によれば、請求人に「保有の意思がない」として、再度のケース診断会議を経て処分期限等が設定されることになる。上記3（2）カ参照。）を請求人が行うことも当然許容される内容である。故に、本件電気原動機付4輪車について、1か月以内に任意保険に加入するという指示事項は、「比較的軽微」な内容と評価せざるを得ず、当該指示の不履行は保護廃止の不利益を課す根拠となるものとは解されない（課長通知第11問1。上記（6）ア参照）。

これに対し、処分庁は、履行期限以降、請求人から報告や状況説明がなく、本件指示による指示事項の履行状況を確認できなかったことをもって、本件指示の不履行と評価しているものと解される（上記3（2）カ）。

確かに、本件指示後の請求人の一連の態度（前提事実ヌ～ヒ、ミ）は非難されるべきものではあるが、本件指示が不履行であったかどうかは、本件指示の内容に照らして判断されるべきものであり、本件指示事項の履行状況を確認できないことをもって不履行と認定することや、本件指示の内容となっていない報告や状況説明がないことをもって不履行と認定することは誤りという外ない。

カ 本件処分に係る弁明の機会の付与について

指導指示義務違反（法第62条第1項及び第3項）により保護廃止処分を行う際の弁明の機会の付与（同条第4項前段）に当たっては、「あらかじめ、当該処分をしようとする理由」を示さなければならない（同項後段）。

本件処分は、請求人が、本件指示によって設定された義務に違反したこと（指示事項の不履行）を理由とするのであるから、本来処分庁は、弁明の機会の付与に際して、本件指示による指示事項が不履行である旨を、「本件処分をしようとする理由」として（具体的に摘示して）請求人に対して通知すべきであったと言える。

しかしながら、そもそも処分庁は、本件指示の不履行を認定できておらず（上記オ参照）、実際、処分庁が請求人に送付した通知は、「指導事項に関して、大幅に期限を過ぎていますが、一切報告や状況説明がなされていません。」等との記載があるのみで、「本件処分をしようとする理由」の提示を欠いたものに過ぎないのであるから（前提事実マ）、請求人に対して、法第62条第4項前段に基づく弁明の機会の付与がなされたと解することはできない。

キ 本件処分の理由付記について

本件処分は、法第62条第3項に基づく保護廃止処分であり、行政手続法第14条第1項本文（不利益処分の理由の提示）の適用を受けることになるが（法第62条第5項参照）、本件処分の理由付記に関して、本件処分通知書には「指導指示違反により廃止します。」と記載があるのみであり、処分の根拠となる法律の条文、及び処分庁が指導指示義務違反として認定した具体的事実（処分の原因となる事実）の記載すらなく、変更又は停止ではなく保護廃止とした理由等も記載されていない（前提事実メ）。

したがって、本件処分は、行政手続法第14条第1項本文が規定する理由提示の要件を充たさないものと言わざるを得ない。

ク 総括

よって、本件処分は、[Ⅰ] 本件指示によって設定された義務の違反を理由とするものであるところ、①そもそも、法第27条第1項に基づく本件指示を行う前提を欠いている点(上記イ)、②本件指示の内容はいずれも違法ないし不当なものと解される点(上記ウ・エ)、③本件指示の内容として特定し得る「本件電気原動機付4輪車について、1か月以内に任意保険に加入すること」では、法第62条第3項に基づく保護廃止を行うべき指示事項の不履行が認められない点(上記オ)、[Ⅱ] 本件処分を行うに伴って必要となる所定の手続等(弁明の機会の付与・不利益処分の理由付記)が、適正に履践されたと評価し得ない点(上記カ・キ)において、違法ないし不当なものであると言わざるを得ない。

以上から、本件処分は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものとは認められず、違法・不当であるから、取り消しを免れない。

(8) その他の請求内容について

請求人は、本件審査請求において、本件処分の取消しに加えて、「軽ワゴン車」の所有を認めてほしい旨も主張しており(上記3(1)参照)、何らかの措置(処分等)を行うことを求める趣旨であるかのようにも見えるが、かかる請求は、行審法上行うことができるとされる「行政庁の処分についての審査請求」(同法第2条)又は法令に基づく申請に対する「行政庁の不作为についての審査請求」(同法第3条)のいずれにも該当しないから、不適法である。

(9) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分については、理由があるから、本件処分は、行審法第46条第1項の規定により取り消されるべきであり、その他の請求については、不適法なものであるから、同法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

別紙2.

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。(後略)

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)

(指導及び指示)

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき(中略)は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 【略】

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

イ 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。別紙1において「規則」という。）
（保護の変更等の権限）

第19条 法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によつて収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

2 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であつて、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの

3 処分することができないか、又は著しく困難なもの

4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

5 社会通念上処分させることを適当としないもの

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1・2 【略】

3 認定指針

(1) 【略】

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア～ウ 【略】

エ その他の収入

(ア) 【略】

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

エ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

第3 資産の活用

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。(後略)

1 土地 (後略)

2 家屋 (後略)

3 事業用品 (後略)

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具 (後略)

(2) 趣味装飾品 (後略)

(3) 貴金属及び債券 (後略)

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

5 【略】

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1 保護申請時における助言指導

(1) 【略】

(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。(後略)

2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行うほか、特に次

のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。

ア～オ 【略】

カ. アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ～ス 【略】

(2) 【略】

(3) 指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

(4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認めるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

3・4 【略】

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。）

第3 資産の活用

問6 局長通知第3の4の（4）のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答（1）「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

（2）「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。

問9 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよい。

1 障害者が自動車により通勤する場合

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合

3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する

場合

4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問12 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者（児）が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合
 - (1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
 - (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
 - (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。
 - (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
 - (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認める

ことが真に必要なであるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車が必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000 cc以下）であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実に賄われる見通しがあること。
- (5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問18 生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。

答 被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的支出について助言指導を行うこと。

さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問1 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、

法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

- 1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。
- 2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

- 3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。
 - (1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。
 - (2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

力 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。）

第3 資産の活用

1 資産の活用

問3-13 処分価値の小さいものの判断

（問）生活用品のなかで、処分価値が小さいものは保有を認めることとされているが、処分価値が小さいか否かの判断基準を示されたい。

（答）処分価値の小さなもので保有を認めるべきか否かの判断基準については、全国統一して決められる性格のものではなく、地域の実情等を勘案した上、社会通念で判断することが最も妥当な方法である。

したがって、保護の実施機関は、地域の実情、世帯の状況を的確に把握した上、その保有の可否を判断されたい。

問3-14 自動車の保有

（問）課第3の9及び12以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合はどのような場合か。

（答）生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有を認めて差し支えない。

なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。

問3-16 公共交通機関の利用が著しく困難な地域

（問）課第3の9中の2及び3にいう「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」とは、具体的にはどのような地域か。

（答）「公共交通機関の利用が著しく困難」であるか否かについては一律の基準を示すことは困難であるが、例えば、駅やバス停までの所要時間や、公共交通機関の1日あたりの運行本数、さらには当該地域の低所得者世帯の通勤実態等を勘案したうえで、自動車によらずに通勤することが現実に可能かどうかという観点から実施機関で総合的に判断されたい。

問3-20 他人名義の自動車利用

（問）資産の保有とは、所有のみをいうものか。例えば、自動車の保有を認められていない者が、他人名義の自動車を一時借用を理由に遊興等のために使用している場合は、どのようにすべきか。

（答）生活保護における資産の保有とは、次第3に示してあるとおり、最低生活の内容としてその保有又は利用をいうものであって、その資産について所有権を有する場合だけでなく、所有権が他の者にあっても、その資産を現に占有し、利用することによってそれによる利益を享受する場合も含まれるものである。

したがって自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものであり、設問の場合には、特段の緊急かつ妥当な理由が無いにもかかわらず、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第60条の趣旨からも法第27条による指導指示の対象となるものである。これは、最低生活を保障する生活保護制度の運用として国民一般の生活水準、生活感情を考慮すれば、勤労の努力を怠り、遊興のため度々自動車を使用するという生活態度を容認することもまたなお不適当と判断されることによるものである。

問3-23 オートバイ及び原動機付自転車の保有

（問）生活用品としてオートバイ及び原動機付自転車の保有は認められるか。

（答）総排気量125ccを超えるオートバイについては、生活用品としての必要性は低く、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきものである。したがって生活用品と

しての保有は認められない。

総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。

- 1 当該オートバイ等が現実には最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
- 2 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。
- 3 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- 4 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

キ 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発第033001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「手引」という。）

II 指導指示から保護の廃止に至るまでの対応

保護受給中において指導指示を行うべき場合については、局第11-2-(1)に仔細に定められているが、個別ケースに即して柔軟に対応し、効果的な指導指示を行う必要がある。

1 法第27条による指導指示

(1) 口頭による指導

ア 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、援助方針、ケース記録、挙証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、具体的に指導指示を行い、それに対する本人の意見、対応状況等をケース記録に詳細に整理、記録する。

ウ 指導指示は、長期的に漫然と行わず、具体的に指導指示の内容、期間等を明示して行う。

エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とする。

(2) 文書による指導

一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。

ア 文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要なと判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組

織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース援助の全般を含めた具体的な方針を決定する。

イ 文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく、具体的に記載する。また必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める。

ウ 指導指示書には、法的根拠を明示し、指導指示に従わないとき（履行期限を定めた場合は、その期限までに履行されないとき）は、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

エ 指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等させる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。

オ 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

2 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。

(1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。

(2) 指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。

(3) 処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する（この場合でも、不服申立て等を行うことができる旨を記載する）。

（後略）

3・4 【略】

ク 行政手続法（平成5年法律第88号）

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）

2 【略】

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

ケ 行政不服審査法（別紙1において「行審法」という。）

（処分についての審査請求）

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、（中略）審査請求をすることができる。

（不作為についての審査請求）

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、（中略）当該不作為についての審査請求をすることができる。

コ 市福祉事務所に委任する事務に関する規則（昭和 年規則第 号。別紙1において「委任規則」という。）

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定により、市長の権限に属する事務の一部を 市福祉事務所に（以下「所長」という。）に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

（委任事務の範囲）

第2条 次に掲げる事務は、所長に委任する。

（1）生活保護法（以下この号において「法」という。）

ア・イ 【略】

ウ 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。

エ 法第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示並びに法第27条の2に規定する要保護者からの求めに基づく相談助言に関すること。

オ～シ 【略】

ス 法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止又は廃止に関すること。

セ～ト 【略】

（2）～（7）【略】

